

## 平成 27 年度 労働報酬下限額

公契約等の種類	労働者の区分	勘案基準
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者、一人親方	平成 26 年度公共工事設計労務単価の 90%に基づき定める 1 時間当たりの金額・・・① (職種別の単価 別紙のとおり)
	熟練労働者以外の者	①により得た平成 26 年公共工事設計労務単価の軽作業員の 1 時間当たりの金額に、70%を乗じて得た額 (1 時間あたり 1,064 円)
業務委託契約	業務に従事する労働者	平成 26 年度足立区臨時職員単価 (事務補助 A) と同額 (1 時間あたり 930 円)
指定管理協定		